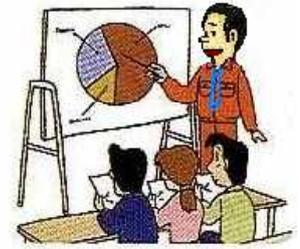


登記所備付地図ができるまで

奈良地方法務局

1 準備作業

- 土地の筆界に関する資料を収集し、精査します。
- 作業地域内及び周辺土地の土地を所有されている皆様（以下「土地所有者の皆様」といいます。）に対する説明会を開催します。
- 関係官公署との打合せ及び現地調査を行います。



所有者説明会

2 基準点設置

地図作成の基礎となる作業で、地域内及びその周辺に一筆地測量の基礎となる基準点（※）を設置します。

3 現況測量※

次に行う一筆地調査の資料とするために、必要に応じて現況測量を行います。

なお、測量の当日は、原則として立ち会っていただく必要はありませんが、敷地内に立ち入らせていただく場合は、御協力をお願いいたします。

4 一筆地調査※

- 土地所有者の皆様又は共有者代表若しくは代理人に立ち会っていただき、おおむね土地の配列に従って一筆ごとにその筆界の確認や地番・地目を調査します。
- 立会いの御案内は、法務局から立会日時を指定して、2週間前までに土地所有者の皆様へ郵送しますが、御都合が合わない場合は、改めて日程調整をさせていただきます。
- 筆界の確認作業完了後、作業で確認した内容が記入された土地調査



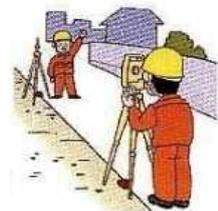
立会作業

書に、立ち会っていただいた方の署名・押印をお願いするとともに、以後の作業のために御連絡先を確認させていただきます。また、土地の利用状況によって、土地の分筆、合筆及び地目変更（※）の登記の要否について確認させていただく場合がありますので、あらかじめ御検討いただきますようお願いいたします。

※ 現況測量と一筆地調査は所有者の皆様の御協力が不可欠な作業です。

5 一筆地測量

項番2の作業で設置した基準点に測量機器を備え付け、一筆地調査で確認ができた筆界点を測量します。



測量風景

6 面積計算・地図作成

測量した数値から筆界点の座標を計算し、その座標値に基づいて一筆ごとの土地の位置、区画を表した地図及び一筆ごとの面積を計算した地積測量図を作成します。

7 縦覧・異議申立て

ここまでの作業の結果について最終確認していただく工程が縦覧です。

この工程では、作業前の登記情報と作業の結果を比較できるように記載した地積等調査一覧表及び面積及び筆界点間の距離がわかる図面を送付しますので、内容を確認していただき、作業結果について異議があれば、この縦覧期間内に申立ててください。また、縦覧会場を開設し、地図の原図の掲示、作業結果に関するお問い合わせへの対応を会場にて行います。



成果の縦覧

なお、異議申立てがあった場合には、再調査を行いますので御協力願います。

8 登記処理

上記7までの作業の結果、地目や地積が登記記録と一致しない土地、あるいは分筆又は合筆の処理をすることになった土地については、登記官が職権で登記を行うとともに、新たな地図及び地積測量図を備え付け、従来の公図及び古い地積測量図は閉鎖します。

以上をもって、全ての作業が完了となります。

【語句の説明】

基準点：位置を特定するための測量の基礎となる点で、測量法で定められた原点からの東西及び南北の距離（座標）が公開されている点。
この点から筆界点を測量することで、筆界点の位置を座標で表すことが出来るようになる。

分筆：一筆の土地で複数の用途に使用されているとき、その用途ごとに別の土地にすること。

合筆：隣接した複数の土地を一体利用している場合に一つの土地にまとめること。

地目変更：登記記録上と現況の用途が違う場合、登記記録の地目を変更すること。（例：田→宅地）